

## 照明器具LED取替修繕契約書（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と【受注者名】（以下「受注者」という。）は、奈良市東人権文化センター照明器具LED取替修繕業務について、別紙仕様書に基づき、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（契約の目的及び要領）

受注者は、別紙仕様書に従い、次の要領により行うものとする。

- （1）件名：奈良市東人権文化センター照明器具LED取替修繕
- （2）契約金額：金【           】円（うち消費税及び地方消費税【           】円）
- （3）契約保証金：奈良市契約規則第23条第2項第3号により免除
- （4）履行場所：奈良市東人権文化センター（奈良市古市町1226番地）
- （5）着手時期：令和   年   月   日
- （6）履行期限：令和8年2月28日

2 受注者は、前項に定めのない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

### 第2条（権利義務の譲渡等）

受注者は、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の事前承諾がある場合はこの限りでない。

### 第3条（下請負の制限）

受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に請負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾がある場合はこの限りでない。

### 第4条（特許権等の使用）

受注者は、修繕に特許権等の第三者の権利が関係する方法を用いる場合、その使用に関する一切の責任を負う。

### 第5条（施工範囲及び業務内容）

受注者は、仕様書第5条に定める施工範囲に従い、既設照明器具の撤去、LED照明器具の設置、動作確認、産業廃棄物の処理等を含む一連の修繕業務を実施するものとする。

### 第6条（業務期間及び業務時間）

業務期間は履行期間内において原則として2週間以内とし、業務時間は祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

#### 第7条（提出図書）

受注者は、仕様書第7条に定める必要書類を、所定の時期に発注者へ提出するものとする。

#### 第8条（検査及び引き渡し等）

受注者は、修繕を完了したときは、発注者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査に不合格の場合、受注者は発注者の指定する日までに発注者の指示に従い修繕を行い、再検査を受けるものとする。
- 3 前2項の検査に合格時は、発注者は受注者からその物件の引き渡しを受けるものとする。
- 4 物件の検査に必要な費用並びに消耗品、損傷した物件の損失は受注者の負担とする。

#### 第9条（保証期間）

保証期間は完了検査後1年間とし、施工上の不備や事故が生じた場合、受注者は無償で修繕を行うものとする。

#### 第10条（損害賠償）

受注者は、施工中に既設構造物等を損傷した場合、速やかに原型復旧又は賠償を行うものとし、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責に起因する事由を除き、損害賠償の責を負う。

#### 第11条（契約金額の支払）

発注者は、検査合格後、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

- 2 発注者の責に帰すべき事由により、本契約に基づく契約金額の支払いが遅延した場合は、受注者は遅延日数に応じ、年2.5%の割合により算出した遅延利息を発注者に請求できる。

#### 第12条（契約内容の変更及び中止）

発注者は、必要に応じて契約内容を変更又は修繕を中止することができる。契約金額又は履行期限の変更が必要な場合は、発注者と受注者が協議の上、書面により定める。

#### 第13条（履行遅滞と延滞金）

受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に完了することができないときは、発注者は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、遅滞日数に応じ、契約金額に対し年2.5%の割合で算出した額とする。

#### 第14条（契約の解除）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく着手期限を過ぎても修繕に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに修繕完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 発注者の指示に従わず、契約履行に重大な支障を及ぼしたとき。
- (4) 契約に違反し、発注者からの是正要求に応じないとき。
- (5) 以下のいずれかに該当することが判明したとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - ク 契約履行にあたり暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
- (7) 重大な信用不安を生じさせる事由が発生したとき。
- (8) その他、本契約の目的を達成することが困難と発注者が認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

#### 第15条（協議及び疑義の決定）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、仕様書第15条に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長 仲川 元庸

受注者